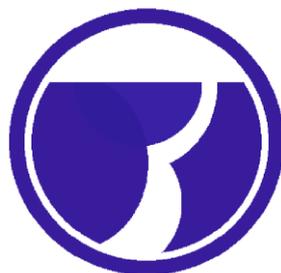


藍住町成年後見制度利用促進基本計画



令和4年3月
藍住町

目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 成年後見制度と町の現状

- 1 成年後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 人口及び制度対象者等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 成年後見制度に関する取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 成年後見制度に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 基本的な考え方及び目標

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 取組の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 実現に向けた具体的取組

- 1 中核機関の整備と地域連携ネットワークづくり ・・・・・・・・ 14
 - (1) 中核機関の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 相談・支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進・・・・・・・・ 15
 - (1) 制度を必要とする人を利用につなげる支援 ・・・・・・・・ 15
 - (2) 意思決定支援と身上保護の重視 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 後見類型等のサービス調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 制度理解の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 不正防止のための関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 地域見守り活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 計画の進行管理

- 1 計画の評価及び進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 資料編

- 1 成年後見制度利用促進計画にかかるアンケート調査 ・・・・ 19
- 2 藍住町成年後見制度利用支援事業実施要綱 ・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 助成要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 社会的背景・目的

高齢化の進展により増加している認知症や、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、財産の管理や日常生活を送るうえでの課題を抱えている人を支える制度として、成年後見制度が平成12年4月から始まりました。

この成年後見制度は、意思決定に課題を抱える人を支援する重要な仕組みとして位置づけられていますが、制度の運用開始後、実際に成年後見制度を利用される人は支援を必要とする人の一部に限られる状況が続いているものと推測されます。

そのような中で、支援を必要とする人が、成年後見制度を適切に利用できるよう平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布され同年5月に施行されました。この法律は、国や地方公共団体が成年後見制度の利用促進に取り組む責務等を明らかにすること等により、成年後見制度を利用している人、これから利用しようとしている人の権利利益が適切かつ確実に保護される体制を整備することを旨としています。

さらに、この法律に基づき、平成29年3月に政府の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、国や地方公共団体が取り組むべき事項が具体的に示されています。藍住町では、これら法律や政府の基本計画で示されている、成年後見制度の利用促進に関する町の責務を果たすため、藍住町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、必要な体制整備や関係機関との連携などの施策を進めるとともに、権利擁護の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 国の法令による位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、国が定める成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を勘案し、第14条第1項において、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第12条第1項（成年後見制度利用促進基本計画）政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

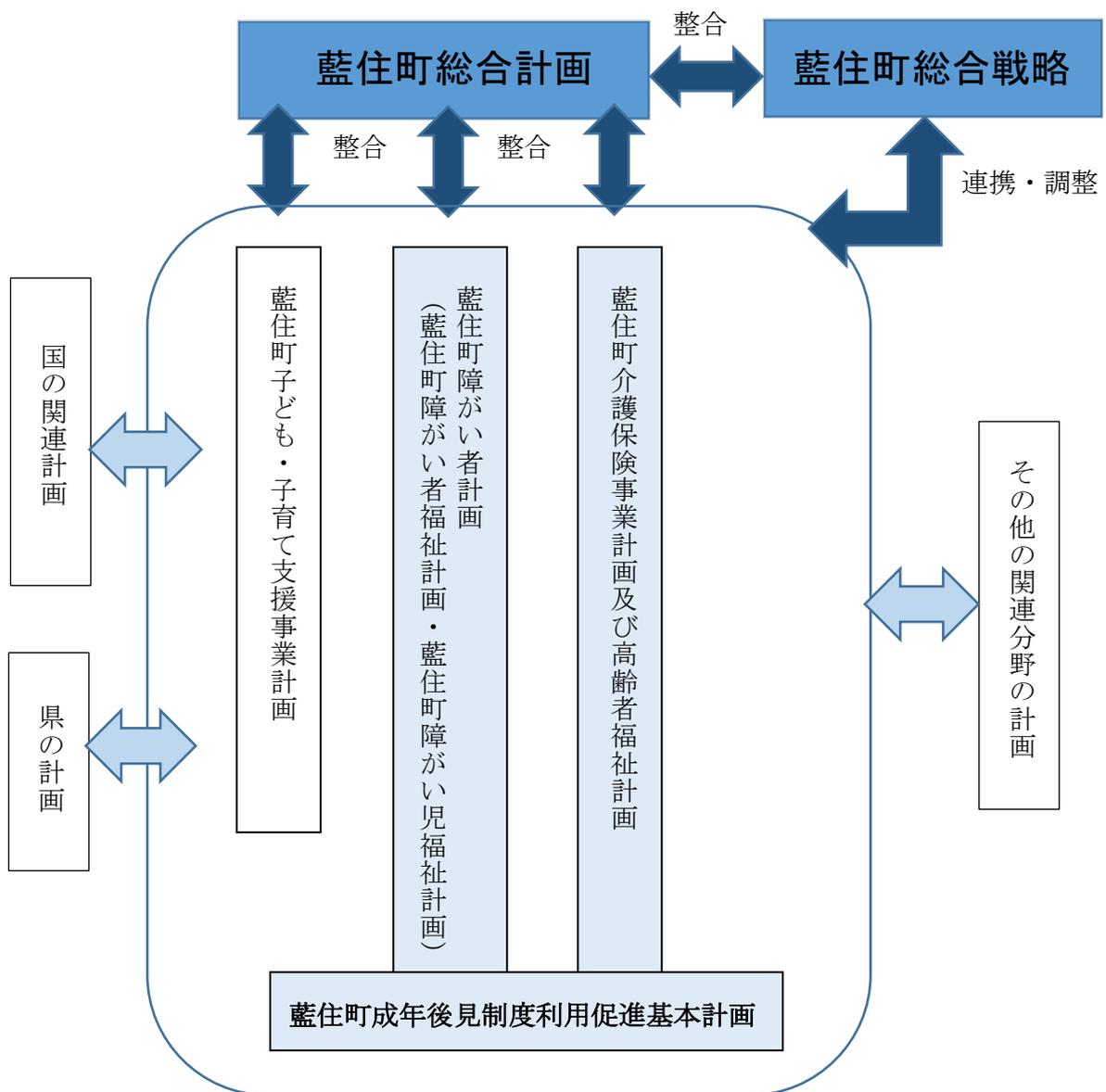
第14条第1項（市町村の講じる措置）市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町の関係分野における他計画との関係

「藍住町総合計画」を基本とし、各個別計画としては、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「障がい者計画（障がい者福祉計画・障がい児福祉計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、推進しています。

「藍住町成年後見制度利用促進基本計画」は、「藍住町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」及び「藍住町障がい者計画」の関連分野において、更に具体的推進を図るための計画と位置づけるものです。

(今回の計画の位置づけ)



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの概ね3年間とします。

今後、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者計画」の見直しに伴い本計画を該当する部分に統合していく予定です。

(各種計画の期間)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
藍住町							第1次成年後見制度 利用促進基本計画			
	第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画			第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画			第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画			
	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			
	藍住町第2次障がい者計画									



第2章 成年後見制度と町の現状

1 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの基本理念と本人保護の調和の観点から、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利利益を保護するための制度です。

申立てを受けた家庭裁判所の審判により、判断能力が十分でない本人（以下「成年被後見人等」という）を援助する人（以下「成年後見人等」という）として成年後見人、保佐人、補助人を選任し判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・財産等の権利を擁護します。

成年後見制度の類型			
区分		対象となる人	援助する人
法定後見	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
	保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
	補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。	

※法定後見制度

- ・既に判断能力が低下している方が対象
- ・援助者は家庭裁判所が選定する
- ・判断能力の状態により「後見」「保佐」「補助」の3種類
- ・手続きは家庭裁判所で行う

※任意後見制度

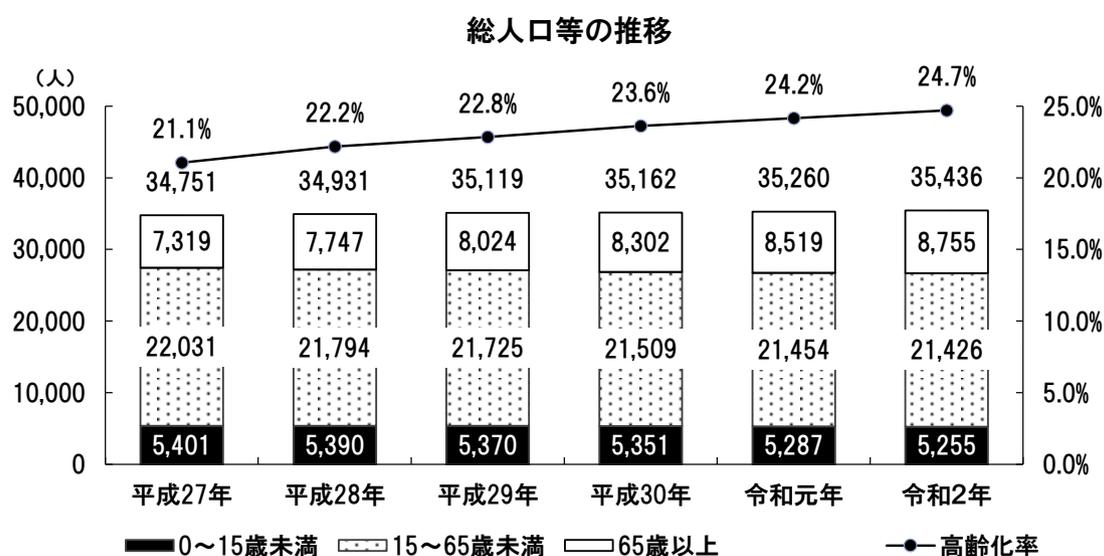
- ・将来、判断能力が低下した時に備えたい人が利用
- ・自分で援助者や支援してもらう内容を決めることができる
- ・手続きは公証役場で行う

2 人口及び制度対象者等の動向

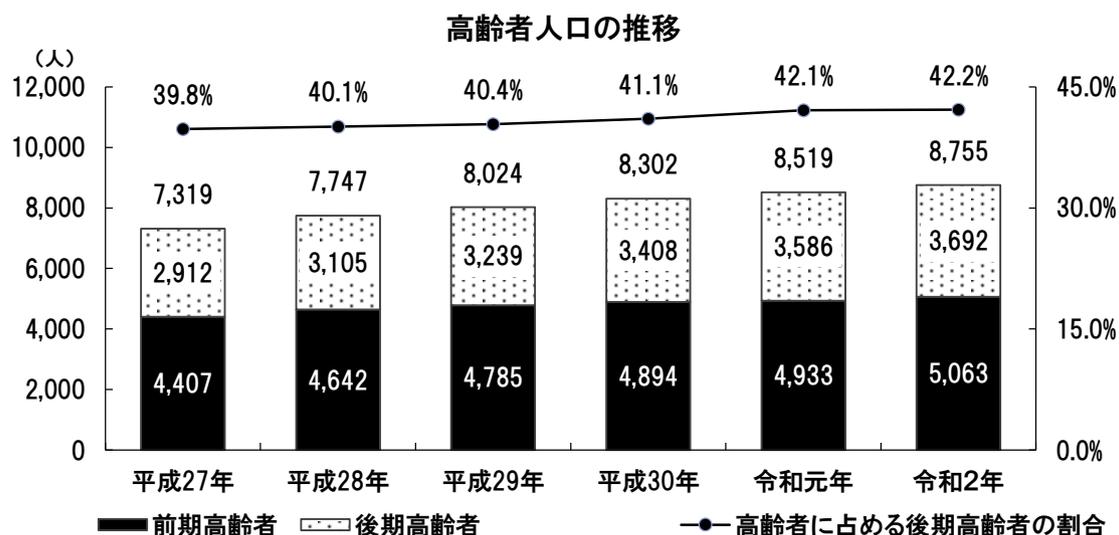
(1) 人口及び高齢者等の推移

本町の令和3年10月1日現在の人口は、35,590人で、昭和30年の2村合併時の10,500人と比較すると約25,000人の増加となっており、現在は、ゆるやかな増加傾向にあります。高齢者数についても増加傾向にあり、高齢化率は令和3年10月で25.2%となっています。

高齢者数の状況を見ると、高齢者に占める後期高齢者の割合が増加して推移しており、令和7年以降、後期高齢者が前期高齢者を上回ると見込まれます。



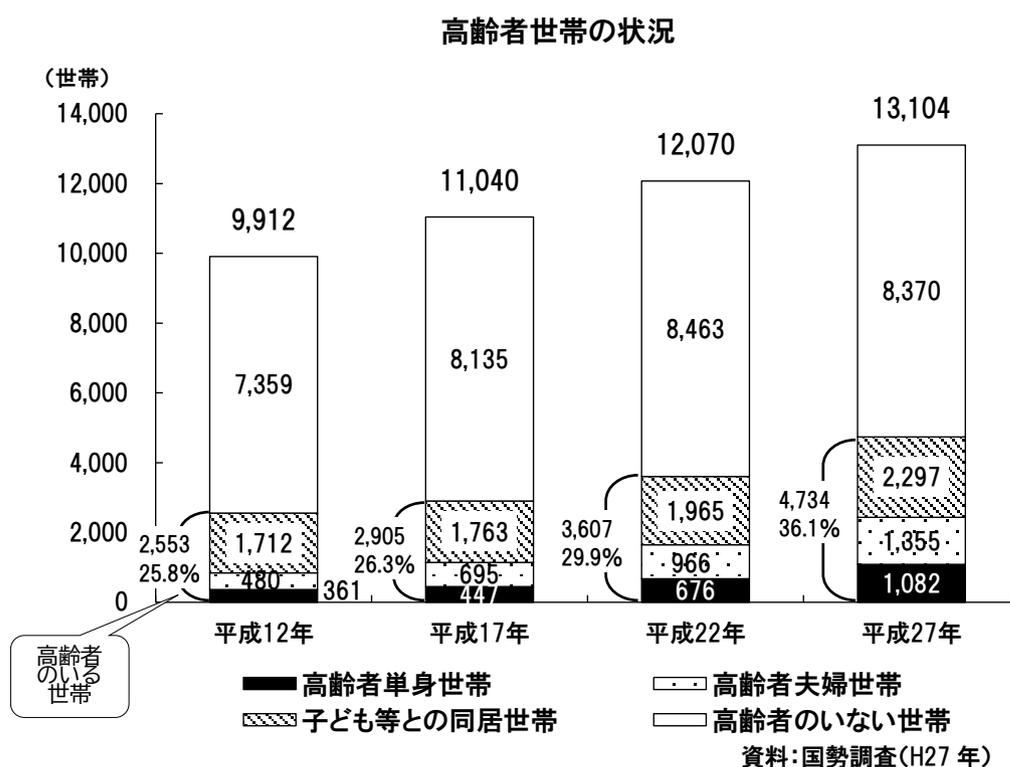
※住民基本台帳(各年9月末日現在)



※住民基本台帳(各年9月末日現在)

(2) 高齢者世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成12年の9,912世帯から平成27年の13,104世帯へと増加しています。高齢者のいる世帯をみると、平成12年の2,553世帯から平成27年の4,734世帯へと増加し、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は、平成12年の25.8%から平成27年の36.1%へと増加しています。世帯構成別でみると、高齢者のいる世帯はいずれも増加傾向にあり、特に「高齢者夫婦世帯」、「高齢者単身世帯」（一人暮らし世帯）の増加が顕著になっており、今後は近くに支援者のいない高齢者等の支援が課題となることが予想されます。



(3) 認知高齢者数等の推移

平均寿命が延びるとともに、認知症高齢者数も増加すると言われてしています。本町の介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方は、令和元年度で946人となっているものの、軽度者や予備軍などを含めると2,500人と推計しています。

(単位:人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知高齢者	1,159	1,182	1,204	1,219	1,246	1,276
うち日常生活自立度Ⅱ以上	869	881	894	913	946	973

(各年度末)

(全国の推移)

全国高齢者人口 2020年 約3,600万人
 認知症高齢者 2012年 462万人 (高齢者7人に1人)
 2025年 730万人 (高齢者5人に1人) 推定

(4) 障がい者数等の推移

障がい者数については、身体障がい者は減少傾向にありますが、18歳以上の知的障がい者及び精神障がい者は増加しています。特に、精神障がい者は自立支援医療受給者も増加しており、他の障がいと比べ、急速に伸びています。

(単位:人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
知的障がい者	障がい者	191	200	212	223	237	242
	障がい児	81	78	71	66	64	69
精神障がい者	障がい者	131	151	180	194	213	227
	自立支援医療受給者	328	345	366	380	404	418
身体障がい者	障がい者	1,273	1,306	1,326	1,177	1,198	1,218
	障がい児	29	29	28	27	22	22
計		2,033	2,109	2,183	2,067	2,138	2,196

(各年度末)

(全国の推移)

知的障がい者（療育手帳交付者数）

2012年 91万人 ⇒ 2018年 112万人（22.8%増加）

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）

2012年 70万人 ⇒ 2018年 106万人（15.3%増加）

3 成年後見制度に関する取組状況

(1) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、令和元年には全国で約23万人となっており、増加傾向にありますが、潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計約870万人）のわずか2%に過ぎないとも言われています。

また、制度利用の背景として、認知症高齢者数や高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加、障がい者の親亡き後問題や病院・施設からの地域移行の推進などが考えられます。少子・高齢化の進展、家族のあり方の変化等、今後ますます制度の利用ニーズは高まっていくものと考えられます。

(全国の状況)

新規申立件数 2019年 36,858件
うち市町村長申立 8,822件 (23.9%)

(徳島県の状況)

新規申立件数 2020年 261件
うち市町村長申立 87件 (32.6% 全国10位)
成年後見利用者数 1,731件

※毎年約90件ずつ増加している

(藍住町の状況)

成年後見利用者数 2020年11月現在 51件
2021年11月現在 56件

うち 後見人 31人 保佐人 14人 補助人 11人

(2) 町長申立の実施

高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定に基づき、町長は審判の請求をすることができるとされています。

本町では、藍住町成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、町長による後見開始等の審判申立を行っています。

町長申立の状況

(単位:件)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高 齢 者	6	1	0	0	0	1
身体・知的障がい者	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	0	0	0	0	1	0

(各年度末)

(3) 申立費用及び報酬助成の実施

藍住町成年後見制度利用支援事業実施要綱第3条の規定により、町長申立が行われ、家庭裁判所により成年後見人等が選任された申立対象者で、費用負担が困難な資産状況にある者に対し、申立費用及び報酬を助成することで、成年後見制度利用を支援し、権利擁護を図っています。

申立費用・・・申立人又は本人が支払う申立手数料・登記手数料・郵便切手代・鑑定料・申立書の添付書類の取得費用
報 酬・・・成年後見人・保佐人・補助人が報酬付与の申立てをし、それが認められたときの報酬

申立費用及び報酬助成の状況

	高齢者				障がい者				合 計	
	申立費用		報酬助成		申立費用		報酬助成			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H28	1	0	3	657,000	0	0	1	216,000	5	883,000
H29	0	0	4	734,000	0	0	1	216,000	5	950,000
H30	0	0	3	486,000	0	0	1	214,000	4	700,000
R1	0	0	1	216,000	1	59,200	1	214,000	3	489,200
R2	1	0	2	415,000	0	0	1	214,000	4	629,000

(各年度末)

(4) 日常生活自立支援事業と法定後見制度の比較

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
定 義	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安があり支援が必要な方が、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用支援を中心に、日常的な金銭管理、書類等の預かり保管などの支援を通して、高齢者や障がい者等の権利擁護を目的とした事業	介護保険の導入に併せ、民法改正により、従前の家産の維持を目的とした禁治産者・準禁治産者制度から、ノーマライゼーション、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守ることを目的とした、後見・保佐・補助へと転換した制度
類似点	介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが「措置」から「契約」に転換したことに伴い、判断能力に不安のある方の支援を行い、その権利擁護を図る制度	
相違点	福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を本人と県社協及び市町村社協の3者契約で行うもの。 重要な財産管理や法律行為、身上監護（本人の生活環境を整えるために法的な手続きを行うこと。例示＝要介護認定の申請手続き、病院の入院手続等）等には対応できない。	家庭裁判所の審判により後见人・保佐人・補助人を選定することにより、重要な財産管理や法律行為、身上監護（本人の生活環境を整えるために法的な手続きを行うこと。例示＝要介護認定の申請手続、病院の入院手続等）を本人に代わって行ったり、同意を与えたりする。
いずれも対応できないもの	身元保証人・身元引受人・入院保証人になること、医療行為への同意（手術の同意書等への署名）、身分行為（結婚、離婚、養子縁組、離縁など）	

(5) 日常生活自立支援事業の利用状況

(全国の状況)

新規利用者 11,419件 (令和元年度)

実利用者数 55,717件 (令和2年3月末)

※新規件数は平成28年度以降減少傾向にあり、実利用者の伸びも鈍化している

(徳島県の状況)

新規利用者 1,232件 (平成11年度の制度発足から令和3年3月末)

終了者 777件

実利用者数 455件

(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2
新規利用者	60	68	53	70	56

(各年度末)

(藍住町の状況)

(単位:件)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
日常生活自立支援事業		13	13	13	13	16	21	21
法人 後見	後見	1	1	0	1	1	1	3
	保佐	2	2	2	2	4	4	4
	補助	0	0	0	0	1	1	2

※藍住町社会福祉協議会利用者数

(各年度末)



4 成年後見制度に関する課題

利用の対象者となりうる認知症高齢者が増加の傾向にあることに加え、一人暮らしや夫婦暮らしの高齢のみの世帯にもかかわらず、家族などの支援者が近隣にいない高齢世帯が多くなる傾向にあります。

また、知的障がい者、精神障がい者の人数も増加してきているにもかかわらず、成年後見制度について内容を知らないとした人が多くいます。

そのため、「成年後見制度」の認知に向けた周知及び普及・啓発とともに、相談窓口の広報が必要です。

〈課題として考えられること〉

(1) 成年後見制度が知られていない

成年後見制度の認知度が低く、広く町民に知られていない。

(2) 制度を活用するうえでの手続きが分かりにくい

制度の手続きが複雑で分かりにくいことや、裁判所や行政機関などでの手続きも必要であり面倒だという意識がある。

(3) 専門的な相談窓口がない

制度の利用が必要になった場合に、どこに何を相談して良いのかわからないことや、相談を受ける側も専門的知識を身に付けていない場合もある。

(4) 利用における経済的負担の増加

後見人報酬など経済的負担が増加する。



第3章 基本的な考え方及び目標

1 基本的な考え方

今回策定する計画は、藍住町総合計画を軸に「藍住町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」と「障がい者福祉計画」との整合性を図り、基本理念を「地域で支えあいながら誰もがいきいきと安心して暮らすまち 藍住」としています。

高齢者や障がい者などの皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、その権利を擁護しなければならないと同時に、その制度を利用しやすいものにする必要があります。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用の普及が重要であります。制度自体の認知度が低く、利用状況も認知症高齢者数などの対象者数と比較して少ない状況であります。

そのため、成年後見制度の利用のメリットを実感できるものにすることや、利用の促進にあたっては、制度の趣旨であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重と併せ、本人の意思決定支援や身上の保護等の福祉的な観点も重視した運用を図っていく必要があります。

◎基本理念「一人一人の権利を守り安心して暮らせる環境づくり」

2 取組の基本目標

■基本目標1 中核機能の整備と地域連携ネットワークづくり

権利擁護を進めるための中核機能として、相談窓口となるセンターの整備や関係機関による連携を図る必要があります。

住民に広く「成年後見制度」が認知されていないことや専門的な相談窓口がないこと、また、基本目標に掲げる利用促進を普及していくためには、ネットワークづくりの中核機関となる「権利擁護センター」を設置する必要があります。

そして、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携推進及び同事業の実施体制の強化を図ります。

■基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進

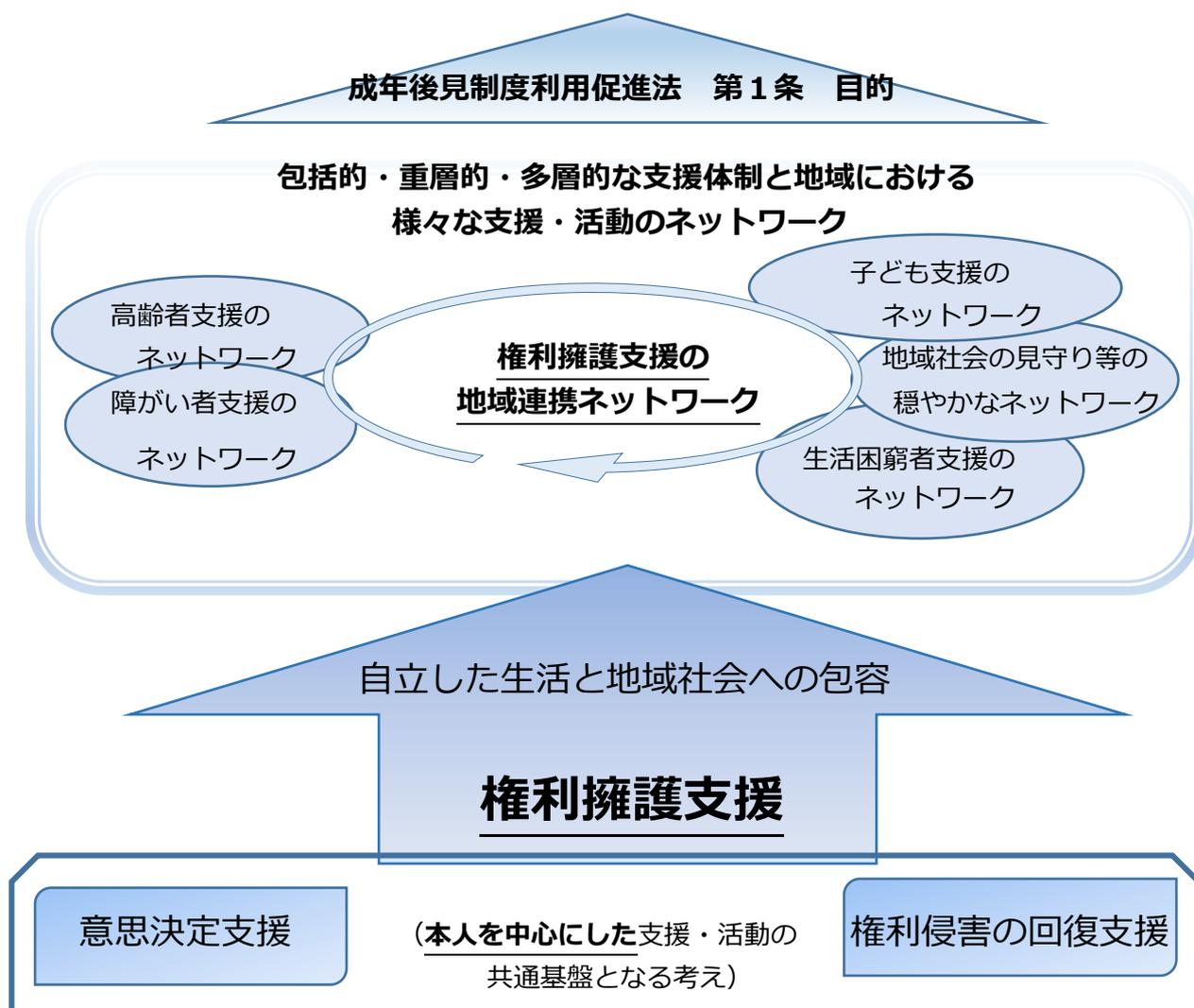
成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく認知症高齢者や障がい者の意思をできる限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護し、利用者が自身の意思を尊重した支援が受けられるよう取り組む必要があります。そして、利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進に努めます。

■基本目標3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない場合や、親族の協力が得られない、または経済的な理由などから制度の利用につながらない場合があります。

このため、中核機関を中心として、制度の周知広報や相談を行うことで、利用につなげる支援を行います。成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多いとみられるため、地域連携ネットワークでの見守り体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。

地域共生社会の実現



第4章 実現に向けた具体的取組

1 中核機関の整備と地域連携ネットワークづくり

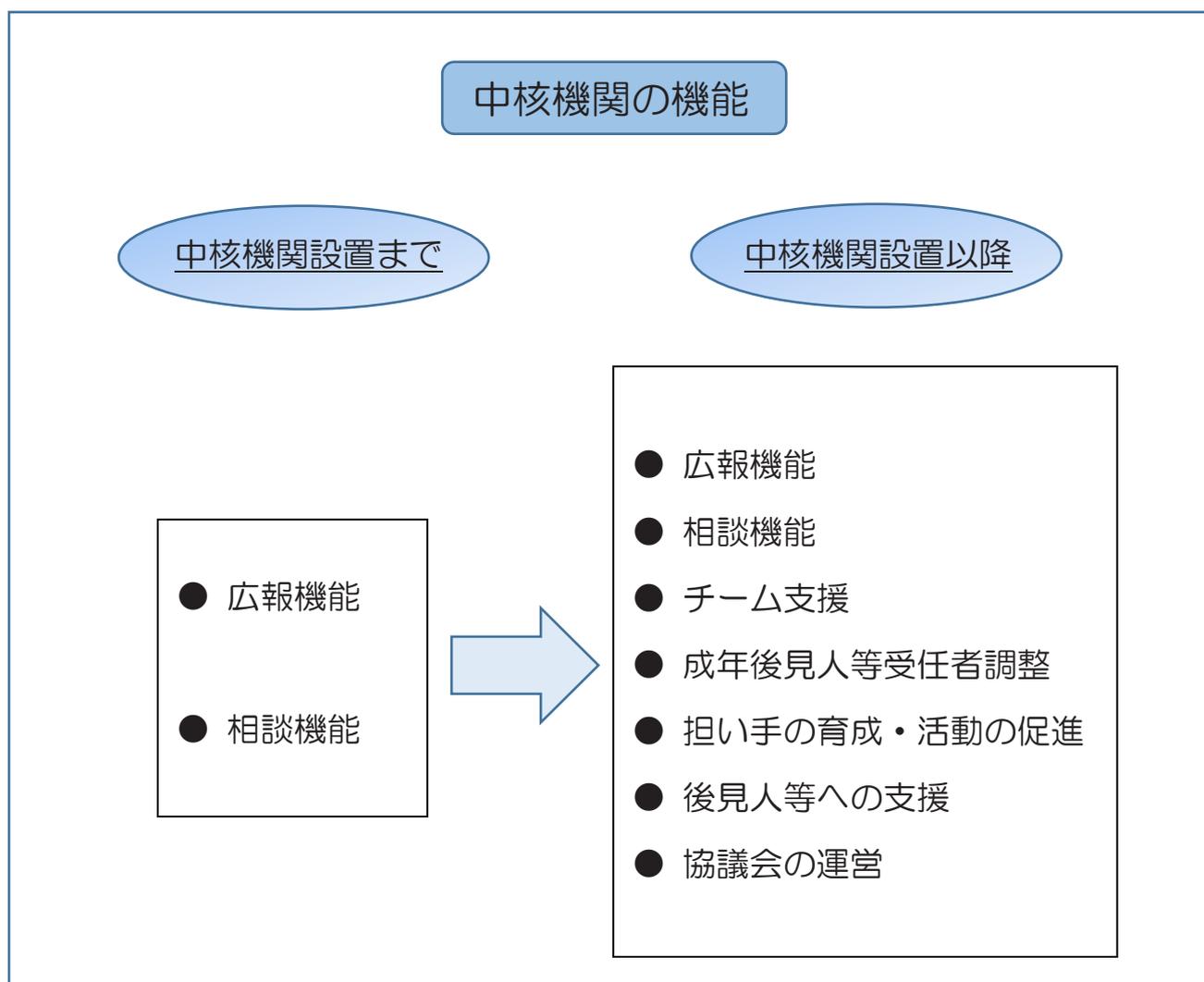
(1) 中核機関の整備

地域連携ネットワークの中核となる機関を「藍住町成年後見サポートセンター」として設置します。

中核機関には、制度の周知広報活動や相談窓口及び関係機関の連携を図る中核機能としての役割を持たせます。

設置については、すでに福祉サービス利用援助事業等、地域で自立した生活ができるよう支援する権利擁護事業に取り組んできた実績がある藍住町社会福祉協議会への委託を考えています。

設置後は、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係者と協議し、段階的・計画的に整備していき、機能強化に努めます。



(2) 相談・支援体制の整備

成年後見制度を知らないという人も多く、また相談窓口や支援体制も十分でないことから、中核機関として設置する権利擁護センターにおける相談・支援体制を整備します。

<具体的取組>

① 広報事業の実施

- ・町の広報紙による特集記事やお知らせ版などによる周知啓発活動
- ・ホームページなどによる広報活動
- ・全戸配布のチラシやポスターなどによる広報活動
- ・各種研修会（民生委員、地域支え合い推進員（アドバイザー）、健康づくり推進員）での周知活動
- ・福祉関係者等における各種会議での周知活動

② 相談事業の実施

- ・センターに相談窓口を設置
- ・通常の相談活動の他、専門職（弁護士等）における相談会の実施

③ 関係機関のネットワークづくり

- ・支援のための関係機関による連携強化
- ・対象者の把握と情報交換

④ 市民後見人の養成・研修

2 利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進

(1) 制度を必要とする人を利用につなげる支援

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りが無い、親族の協力が得られない、または経済的な理由などから制度の利用につながらない場合があります。

このため、中核機関を中心として制度の広報及び相談を行うとともに、町長申立や費用助成により、制度を必要とする人を利用につなげる支援を推進します。

<具体的取組>

① 広報事業の実施（※再掲）

- ・町の広報紙による特集記事やお知らせ版などによる周知啓発活動
- ・ホームページなどによる広報活動
- ・全戸配布のチラシやポスターなどによる広報活動
- ・各種研修会（民生委員、地域支え合い推進員（アドバイザー）、健康づくり推進員）での周知活動
- ・福祉関係者等における各種会議での周知活動

② 相談事業の実施（※再掲）

- ・センターに相談窓口を設置

- ・通常の相談活動の他、専門職（弁護士等）における相談会の実施
- ③ 関係機関のネットワークづくり（※再掲）
 - ・支援のための関係機関による連携強化
 - ・対象者の把握と情報交換

（２）意思決定支援と身上保護の重視

成年後見制度を利用することで、被後見人が本人らしい生活を送ることができるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用と支援体制を構築する必要があります。

財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者等の意思をできる限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利擁護を推進します。

<具体的取組>

- ① 保佐・補助及び任意後見の利用促進
 - ・成年後見制度の利用者の能力に応じた対応
 - ・利用の少ない「保佐」及び「補助」の種類の利用促進
 - ・利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を推進
- ② 意思決定支援及び身上保護についての指針の作成
 - ・国の示す指針や対応マニュアル等を踏まえた町の指針の作成
 - ・関係機関や協議会等で検討し作成
- ③ 市民後見人の養成
 - ・市民後見人養成研修への参加
 - ・市民後見人の活動支援の体制を整備

（３）後見類型等のサービス調整

社会福祉協議会における各種の福祉事業や認知症高齢者に対する介護保険事業における地域包括支援センターの支援及び障がい者福祉における各種の支援制度がある中で、本人が日常生活を送るうえで、どのサービスが必要か、また組み合わせが必要かなど、その本人に最も適したサービス及び制度の利用を検討する必要があります。

<具体的取組>

- ① 利用の調整・検討組織の設置
 - ・利用調整を行う連絡会の開催
 - ・本人の生活状態に合わせた関係者による個別会議の開催
- ② 本人や親族、支援者等との調整打ち合わせ会の実施

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(1) 制度理解の啓発

不正防止のためには、本人や親族などの支援者、更に広く町民が成年後見制度を良く理解することが重要であるとともに、広く町民が制度を理解することで利用のしやすさにつながります。

また、地域の見守り活動の充実が、何らかの異変に気付く場合を含め、不正の未然防止にもなります。

<具体的取組>

① 広報事業の実施

② 相談事業の実施

③ 関係機関のネットワークづくり

※①～③は相談・支援体制の整備の項と同じ（再掲/具体的記載内容は省略）

(2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見制度が、利用者にとって安心安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、家庭裁判所のみならず金融機関、事業者などを含むネットワークにより、不正事案の防止に向けた取組が必要です。

<具体的取組>

① 裁判所など関係機関との連絡会の設置

・定期的な連絡会の開催

② 金融機関等との連絡体制の強化

・連絡調整の体制づくり

(3) 地域見守り活動の推進

地域見守り活動が本人や生活環境の異変に気付く機会となり、不正の未然防止や日常生活の支援につながることが期待されます。

<具体的取組>

① 民生委員や地域支え合い推進員（アドバイザー）等による見守り活動の実施

・定期的な巡回訪問活動による見守り

・地域サロン活動による見守り

② 老人会・婦人会等による見守り活動の推進

・組織体制の強化を図るため福祉部の設置を推進

・「支え合い隊/お助け隊」などの支援組織の設置を推進

③ 民間の協力事業者による見守り活動の実施

・毎日の配達や定期的な検針事業者の協力（新聞、電気、ガス、郵便など）

・関係機関の協力支援（警察、消防、町社会福祉協議会など）

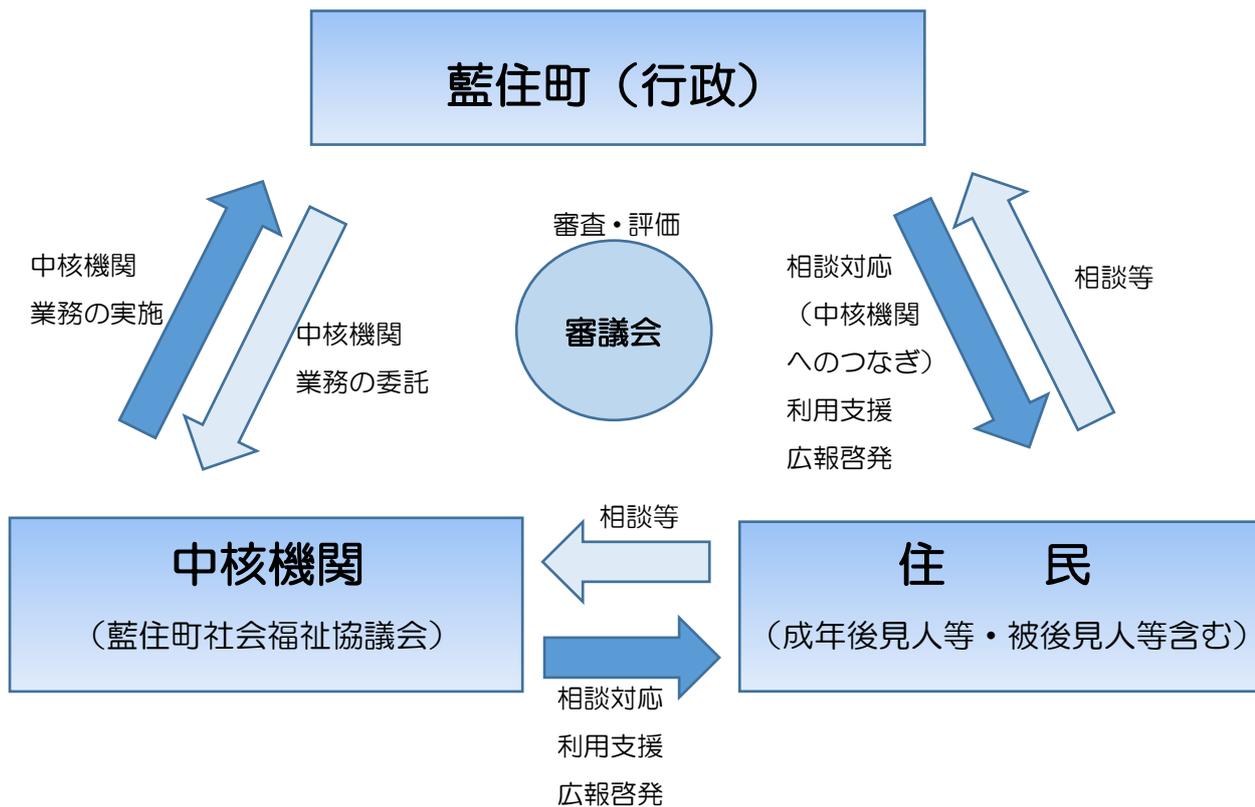
第5章 計画の進行管理

1 計画の評価及び進行管理

「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」、「身上保護の重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。

(1) 藍住町成年後見制度利用促進審議会

計画に関わる各所管部局と法律・福祉の専門職団体等で構成する藍住町成年後見制度利用促進審議会を設置し、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討を行います。



1 成年後見制度利用促進基本計画にかかるアンケート調査

送付先		内回答数
町内居宅介護支援事業所	12事業所	11事業所
町内介護保険施設サービス等	17施設	13施設
町内有料老人ホーム	17施設	13施設
町内障がい者施設等	16事業所	14事業所

問 成年後見人について知っていますか

・知っている	46人
・名前は聞いたことがあるが内容は知らない	5人
・名前も内容も知らない	0人

問 今まで利用者や家族から成年後見制度の利用について相談を受けたことがありますか

・相談を受けたことがある	25人
・相談を受けたことがない	26人
・わからない	0人

問 相談を受けたことがあると答えた方は、具体的にどのような相談を受けましたか (自由記述)

- ・後見人の申請において、書類作成の依頼を受けた
- ・社会福祉協議会の担当者と裁判所へ付添をした
- ・自分が亡くなったときの家や土地の寄付や処分について
- ・家族と疎遠で支援もなく、役場・社会福祉協議会に相談し制度を利用する
- ・診断書は書いてもらえるのか いくらかかるのか
- ・精神鑑定はどここの病院でもしてもらえるのか
- ・家族が手続きをしているので後は任せるが大丈夫かと相談された
- ・甥が世話をしていたが、高齢になり世話が出来なくなったので制度を利用できないか相談を受けた
- ・孫からの金銭的虐待による生活困窮
- ・世帯主以外が認知症と障がいがあり、世帯主が病気になったため成年後見制度の申請を行った
- ・認知症、知的障がいのため金銭管理ができず、生活に支障をきたしている
- ・実家の処分を認知症の親の代わりに行いたい
- ・生まれつき重度障がいので寝たきりの親族の障がい者年金の相談

- ・認知症の親の収入を息子が搾取しているとの相談
- ・認知症の母と一人息子の二人暮らしで、息子が先に亡くなり叔父からの相談
- ・制度について簡単な質問
- ・勉強会を実施している
- ・ケアマネジャーに記入してもらいたい書類がある
- ・妻が認知症、本人でないと銀行手続きができない、どうすればよいか
- ・親亡き後、本人に十分な判断能力がなかったり、金銭管理が難しいなど将来的にどうしていったらいいか、といった内容
- ・認知症の母の財産管理
- ・知的障がい児の母から、自分が高齢になったとき他に頼れる身寄りがないので、今のうちに子のために成年後見制度を利用したい
- ・頼れる親族がおらず、将来に備えたい
- ・金銭管理等のため、親族が後見を行いたい
- ・本人に金銭管理ができる能力がなく後見人をつける必要があるが、本人が拒否をしている
- ・長期入院をしていた方が退院が決まり、ひとり暮らしを始めるときに今後の生活を考えると成年後見制度が必要かもしれないと話が出た
- ・両親が高齢で近くに身内がおらず、財産管理やその他の相談に乗ってほしい
- ・後見人と利用されているご本人の間での信頼関係について
- ・要介護の息子様から母親の財産管理をするために後見人制度の利用の相談
- ・親族がいても頼れない
- ・自分が死んだ後のペットの扱いについて
- ・申請の仕方
- ・後見人を探してほしい

問 成年後見制度や権利擁護で期待することはありますか

(自由記述)

- ・高齢者世帯や障がい者世帯への悪質な営業や詐欺行為を防ぐ
- ・家族がいない人には大変心強い制度だと思う
- ・もっと精神的に強い人が現れてほしい
- ・身寄りのない方が増えてきているので、身元引受人など支援できる幅を広げてほしい
- ・制度の相談が気軽にできる窓口を設置し、本人や家族、ケアマネジャーが相談できるようにしてほしい
- ・本人に何らかの不利益が起こってから行動するのではなく、そうなる前に相談や申請ができるようになってほしい
- ・継続された不安のない日々を過ごすことができるサポートや利用事業所へのバックアップ体制
- ・認知症や障がいを持った方が地域で安心して暮らすことができる

- ・虐待や搾取から護ることができる
- ・本人の生活の質の向上を図ることができる
- ・本人の権利を護る制度として大いに効果がある
- ・知らないことが多いので、相談するところが近くにあると相談しやすく制度の利用に結びつくのではないかと
- ・認知症の方や判断が難しい方へのサポート力の向上
- ・スムーズな制度利用ができるようにしてもらいたい
- ・市民後見人のようなボランティアで助け合う制度が必要
- ・認知症になった方が将来お金に困らない
- ・後見人の方が実際には支払い等の金銭管理だけを行っている方が多いと感じるので、本人様がどのような状態にあるのか確認も必要
- ・制度が十分に周知されていないと感じる もっと多くの人を知って、利用する人が増えればと思う
- ・重複障がいの方への支援理解 共有できる場があればよい
- ・親亡き後、早期の成年後見導入によるシームレスな支援を期待する
- ・後見業務になり身元保証、医療行為の同意など、後見人に権利がない部分でどのように対応していくか 後見業務の拡大はできないか
- ・政府主導による制度の充実
- ・今後、ぜひ必要と思う
- ・相談場所を明確にしてほしい
- ・手続きを援助してくれる場所がほしい
- ・町民の方も知る機会、学ぶ機会が身近にあってもよい
- ・安価に利用できる 安心して契約できる
- ・各家庭の事情も異なるため、低いハードルで利用できればよい
- ・不正件数が多く被害額も膨大であるため、本人のため以外には財産を使用できない 厳重なシステムを構築していただきたい
- ・利用者にとってもわかりやすい制度

問 今後、成年後見制度に関する講義や研修会があれば学びたいと思いますか

・学びたい	43	人
・学びたいと思わない	2	人
・わからない	6	人

問 その理由はなにですか

(自由記述)

学びたい

- ・施設入所後、成年後見制度の種類によって、どこまでの援助をしてもらえるのか知りたい

- ・ 今後、患者様等から相談があった場合に役立つため
- ・ 詳しく知らないので知識を少しでも得たい
- ・ 今後、認知症やの利用者の増加や、一人暮らしや身寄りのない人の増加に備えたい
- ・ もっと会員の方などに制度のことを周知したい
- ・ 制度の概要は知っているが、利用している方の担当件数が乏しく、実際に制度を利用すればどうなるのか、制度を利用するためにはどうしたらよいのか等、相談に十分答えられる知識が不足している
- ・ 基本的な知識は理解しているつもりであるが、より深い制度の内容を知りたい為
- ・ 制度を広くひろめて理解を得、制度を利用しやすくするため
- ・ 親も高齢であるし、子どもが成年後見制度を利用するときのために勉強したい
- ・ 相談があったときに適切なアドバイスができるように
- ・ 時々相談があり、新しい情報を知りたい
- ・ 今後増えてくる可能性があるので、機会があれば学んでおきたい
- ・ ケアマネジャーとして支援を行っていくうえで、お金のことは切り離せない
- ・ ケアマネジャーでお金の管理はできないため
- ・ 相談を受けてもすぐに対応できない時があるため、スムーズに支援できるよう知識を身につけたい
- ・ 今後、高齢者のひとり暮らしの割合が増えてくると考えられ、事業で相談を受ける可能性があるため
- ・ 当事業所のスタッフでも制度を知らなかったり、十分な理解はできていないと感じる
- ・ 制度が十分に整っていないので、内容に変更が生じることが多いと思う
- ・ 専門家につなぐ窓口として、こういった情報がクライアントや専門家から求められているか
- ・ 施設利用者にとって必要な制度であるから
- ・ いろいろな事例を知りたい
- ・ 制度があることは知っているが、利用まではつながらない
- ・ ケアマネジャーが深く理解していないし、手続きに割く時間がない
- ・ 今後、家族構成や関係性に変化があると思われ、成年後見制度も普及してくると思われるため
- ・ 学ぶ機会がないので、研修等で知識を深めたい
- ・ 「成年後見」の言葉を知らない人も多いと思う
- ・ 重度障害の方には必要となる制度である

学びたいと思わない

- ・ 今までにたくさんの不正報道があり、金銭問題になれば、もはや1人の力ではどうにもならない
- ・ 改めて研修に行く機会がない
- ・ 興味がない

わからない

- ・それほど職務に必要かわからないため
- ・時間的に研修会への参加が難しい

問 現在の成年後見制度について、問題点や改善すべき課題はありますか

(自由記述)

- ・相談に行くとき社会福祉協議会が協力してくれたので助かった
- ・多方面より複数の方が、しっかり輪になり進めていただきたい
- ・まだ利用者が少ないと思う 住民の方が制度やしくみ、利用の仕方がわからない人が多いと思う
- ・申請をしてから早く結果が出てほしい
- ・利用者の方とあまり後見人との関わりがなく密なやり取りができていない現状にある形式的な手続き等だけでなく共に支えあう関係性を保つ必要があるのではないかと感じている
- ・医的侵襲行為に同意できない
- ・本人に財産がない場合、後見人に報酬が支払われないケースや、非常に低額なケースがあり、専門職としての活動ができにくい 市町村が実施する利用促進事業が活用できるように市町村で十分な予算確保が必要と思われる
- ・専門職のマンパワーに限界があり、法人後見や市民後見を積極的に進めてほしい
- ・制度を利用するのにある程度のお金が必要
- ・手続きに手間がかかるので、なかなか開始にいたらない
- ・深掘はできない
- ・後見人に対する費用、報酬の面で後見制度を使わない人が多いと思う
- ・ボランティア団体、市民後見人等による任意後見を広めればよいと思う
- ・気軽に利用できるような制度ではない
- ・利用者や家族がこの制度を知らない、あまり理解していない
- ・制度が複雑で勉強会に参加したり、資料を読んでも理解できない
- ・お金がある人が利用するのか、ない人が利用するのかも不明
- ・申請した後、どのようなことが支援してもらえるのか、費用などもわからない
- ・当事業所でも後見や保佐がついている方もいるが、ご本人の支援を事業所主体にせず、定期的な面会を実施しながら、ご本人と直接かかわりを持ってもらいたいと感じることがある
- ・本人の親族が後見人に選任されないケースが多いため、もう少し親族が後見人として選任されることが必要だと感じる
- ・手術の同意書の問題や、被後見人が亡くなった時点で関係がなくなることなど、課題は多い 費用も高い
- ・成年後見人の方にどこまでたよっていいかわからず、現場から求められるものが大きな負担になっているように感じる(死亡時や医療の同意など)
- ・広くわかりやすく情報がほしい

- ・後見業務にあたらぬ身元保証、身元引き取り、医療行為の同意、連帯保証、死後処理などの対応をどうしたらよいか
- ・後見の手続きが複雑で作成する書類が多く、かなりの時間と手間がかかる それが制度が進まない原因になっていると感じる もっと簡素化できないか
- ・後見人となる人物を親族か専門家に任せるかで逡巡してしまうことが懸念される 親族では負担が大きすぎる問題があり、専門家に任せると費用面や信頼関係での不安が残る
- ・費用がかかりすぎる 利用する方が限定される
- ・一般的には活用できない
- ・金銭的に困窮している世帯は、成年後見人への月額報酬の負担は厳しい
- ・途中で利用をやめられないことも利用者減少につながっているのでは
- ・まだまだ理解不足であり改善点までは見つけられない
- ・後見人の中には質の悪い方もいるので、改善してほしい

問 その他、成年後見制度に関するご要望・ご意見があれば記入して下さい

(自由記述)

- ・定期的に研修会や利用方法のパンフレット等を配布してほしい
- ・簡単に他人が介入すべきではない 最後まで自力で本人にしっかり説得させるべきだ
- ・言葉がわかりにくいので、わかりやすく説明してあげればよいと思う
- ・財産に乏しい方に対する利用支援事業を市町村長申立に限らず進めてほしい
- ・町として勉強会を開き、人材育成することが大事
- ・シルバー人材を生かした助け合いを広げればよいと思う
- ・制度について、数回に分けた研修や活用例について学べる機会がほしい
- ・もう少し、手続きなど利用しやすい制度になればと感じる
- ・藍住町は社協が法人後見するなど、先駆的に活動している がんばってほしい
- ・成年後見に求めることはできないかもしれないが、医療提供時の同意や死亡時の諸手続等、身内がない方(後見利用中)の場合、誰も動ける人がおらず困った
- ・判断能力がないのは病気や障がいの影響か、ご本人の性格なのか、後先考えず金銭を使ってしまったるときに、後見制度が利用できるかどうか困った
- ・手続きや成年後見制度の利用に至った事例を交えた支援者向けの講演会があれば参加したい
- ・支援者側が後見が必要と感じていても本人が拒否、またはある程度の判断能力があるため、申立てに本人の同意が必要な場合、申立てできず、本人に不利益が生じてしまったケースがある 何か対策方法はないか
- ・法律とか、その方と周辺の方との信頼構築等、簡単には入っていける問題ではないと考えてきた これからの社会避けて通れないと思うので、勉強の機会をとらえていきたい
- ・就労支援の場でも、確かな知識として把握しておく必要があると改めて感じる

2 藍住町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藍住町に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「対象者」という。)の保護を図るために、藍住町長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、民法(明治29年法律第89号)第7条(後見開始の審判)、第11条(保佐開始の審判)、第15条第1項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合について、必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(審判請求の判断基準)

第2条 藍住町長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、次の各号に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力(民法第7条、第11条、第15条)
- (2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 対象者の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性並びに当該親族等が審判請求を行う意思の有無(2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときを除く)
- (4) 藍住町等が行う各種施策及びサービスの利用並びに、これらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
- (5) その他町長が確認を必要とする事項

(審判の請求の要請)

第3条 次に定める者は、本人が第1条の目的で定める成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求の申立を藍住町長に要請することができる。

- (1) 社会福祉法で定める社会福祉事業に従事する職員、福祉事務所の職員
- (2) 介護保険法に定める介護保険サービス事業に従事する職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業に従事する職員
- (4) 医療法に定める病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法に定める保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前項により、要請を受けた町長は、本人等への面談をし、第2条の判断基準に基づき、審判の請求を行うものとする。

(審判請求の手続き)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 藍住町長は家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 藍住町長は、審判請求費用について、対象者又は親族等が負担すべきであると判断したときは、藍住町が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを審判請求の申立てと併せ、家庭裁判所に対し、後見開始等の審判申立費用に関する上申書(様式第1号)により行うものとする。

2 藍住町長は、非訟事件手続法第28条の命令に関する求償権が得られた場合は、後見開始等審判請求に要した費用の請求について(様式第2号)により成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)を通じ、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)に対して当該費用を請求するものとする。

(親族等への情報提供)

第7条 第2条第3号において、藍住町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、藍住町個人情報保護条例(平成15年藍住町条例第200号)に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(費用の助成)

第8条 藍住町長は、次の各号に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護を受けている者及びこれに準じる者
- (2) 資産及び収入等の状況から前号の者に準じると認められる者

2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。

- (1) 在宅生活者 月額 28,000円
- (2) 施設等入所者 月額 18,000円

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとする成年被後見人等又は成年後見人等は、次に掲げる書類を添付して成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第3号)を藍住町長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の審判の決定通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産及び収入が判る書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 藍住町長は前項の申請を受理したときは内容を審査のうえ、助成の可否を決定し成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(報告義務)

第10条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、成年後見人等の報酬助成資格等変更・喪失届(様式第5号)により速やかに藍住町長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第11条 藍住町長は成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

(助成金の返還)

第12条 藍住町長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金額について返還を命ずることができる。

(補 則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 藍住町成年後見制度における町長申立等に関する要綱(平成15年9月1日施行)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の藍住町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 助成要件

(別表)

区 分	申立費用の助成	後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)報酬の助成
申 請 者	○申立人 (町長申立に限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む)	○被後見人等(成年被後見人、被保佐人、被補助人) (町長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) *後見人等の代理申請が可能
申 請 時 期	後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後
助成対象となる経費	○申立費用 ①申立手数料 ②登記手数料 ③郵便切手代 ④鑑定料 ⑤申立書の添付書類の取得費用 *①から④は家庭裁判所に実際に支払った費用	○後見人等の報酬 *家庭裁判所が審判した額 *上限は 在宅生活者月額 28,000円 施設入所者月額 18,000円 *後見人等が親族(本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹)である場合は助成対象とはなりません。
助成対象となる要件	<p>被後見人等(申立費用の助成の場合には被後見人等及び申立人)が、(1)か(2)の何れかに該当する場合に助成の対象となります。</p> <p>(1)生活保護者</p> <p>(2)以下の①から③の全てを満たす者</p> <p>①市町村民税非課税世帯(世帯全員が非課税)</p> <p>②世帯の収入から後見人等の報酬額を控除した額が生活保護の基準額未満となること</p> <p>③世帯の預貯金等の額が50万円以下、世帯員が1人増えるごとに10万円を加算した額以下</p> <p>(施設入所の場合は入所前の世帯を含む。)</p>	
適 用 時 期	後見等審判の確定が平成24年4月1日以降のもの	平成24年4月1日以降の報酬

藍住町成年後見制度利用促進基本計画

発行年月 : 令和4年3月

発行 : 藍住町

編集 : 藍住町福祉課

〒772-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話 : 088-637-3114 ファクシミリ : 088-637-3150

メール : hukushi@aizumi.i-tokushima.jp
